

防衛省防衛研究所仕様書

件名	音響映像システム配信用機器・ケーブル等交換増設作業	作成	教育部教務課
----	---------------------------	----	--------

1 適用範囲

この仕様書は、防衛省防衛研究所に設置されている音響映像システム（以下、「既存システム」という。）の映像及び音声配信に係るケーブル及びテレビモニタの増設について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 防衛省市ヶ谷庁舎F1棟（以下、「F1棟」という。）1階における交換（別紙第1）

- (1) 既存システムF1棟1階ノード室収納盤内のDVI信号同軸送信機を、信号同軸分配器に新規交換し映像・音声信号を3分配する。
 - ア 信号の減衰を抑制すること。
 - イ ケーブル両端に判別用タグをつけること。

2.2 F1棟4階における交換増設（別紙第2）

- (1) F1棟1階信号同軸分配器からF1棟4階研究室5まで同軸ケーブルを新規配線する。
- (2) F1棟4階研究室5にDVI信号同軸受信機を新規増設し、既設テレビモニタに既存システム用ケーブルと既設テレビ共聴用ケーブルを接続すること。
- (3) 既設システムで収録したブルーレイディスクを再生可能なブルーレイディスクプレーヤをテレビ台を設置後に新規増設し、既設テレビモニタに接続して視聴可能とすること。
- (4) 収録用BD-REメディア10枚を納品すること。
 - ア 信号の減衰を抑制すること。
 - イ ケーブル両端に判別用タグをつけること。
 - ウ 増設後、室内での配置換えが可能なケーブル長を確保すること。

2.3 F1棟6階における交換増設（別紙第3）

- (1) 既存システムF1棟1階信号同軸分配器からF1棟6階研究室2まで同軸ケーブルを新規配線する。
- (2) F1棟6階ノード室内テレビ共聴盤の2分配器を4分配器に新規交換し、テレビ共聴用の同軸ケーブルをF1棟6階研究室2まで配線する。
- (3) F1棟6階研究室2にF1棟1階ノード室で取り外したDVI信号同軸受信機を再利用し、新規増設のテレビモニタに既存システム用ケーブルとテレビ共聴用ケーブルを接続すること。
- (4) 新規増設のテレビモニタはテレビ台付きとする。
 - ア 信号の減衰を抑制すること。
 - イ ケーブル両端に判別用タグをつけること。
 - ウ 増設後、室内での配置換えが可能なケーブル長を確保すること。

2.4 防衛省市ヶ谷庁舎F2棟（以下「F2棟」という。）4階における増設（別紙第4）

- (1) 防衛省防衛研究所教育部教務課（以下「教務課」という。）内にテレビモニタを1台新規増設する。
- (2) 教務課内柱面設置の既存テレビモニタ用DVI信号同軸受信機から増設のテレビモニタまで同軸ケーブルを新規配線する。
- (3) 既設テレビ共聴用直列ユニットから増設テレビモニタまで同軸ケーブルを新規配線する。
- (4) F2棟5階教材室のDVI信号同軸受信機を再利用し、新規増設したテレビモニタで既存システムを視聴可能とする。
- (5) 新規増設のテレビモニタはテレビ台付きとする。
 - ア 信号の減衰を抑制すること。
 - イ ケーブル両端に判別用タグをつけること。
 - ウ 増設後、室内での配置換えが可能なケーブル長を確保すること。

2.5 準備物品等

契約相手方は、表に示す物品の他、ケーブルの増設に必要な資機材を準備するものとする。

表

番号	品名	規格	数量
1	信号同軸分配器	イメージニクス CRO-ID18A	1台
2	DVI信号同軸受信機	イメージニクス CRO-DCE15ARX	1台
3	テレビ共聴4分配器	日本アンテナ BL-DE4 DXアンテナ SHD41 又は同等以上のもの (他社の製品含む)	1台
4	テレビモニタ	パナソニック TH-24J300 シャープ 2T-C24DE 又は同等以上のもの (他社の製品含む)	2台
5	テレビ台	共栄商事 VB-1000 ハヤミ工業 NR-621 又は同等以上のもの (他社の製品含む)	3台
6	ブルーレイディスクプレーヤ	パナソニック DMP-BD90 ソニー BDP-S1500 又は同等以上のもの (他社の製品含む)	1台
7	BD-REメディア	パナソニック LM-BE25P10 ソニー 10BNE1VJPS2 又は同等以上のもの (他社の製品含む)	1組

3 納 期

令和4年7月29日

4 検 査

第2項に基づき実施する。

5 その他の指示

5.1 役務に関する留意事項

契約相手方は、増設作業に際しては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 増設作業に先立ち、官側の関係部署と調整のうえ作業計画を作成し、官側の確認を得た後、作業を行うものとする。
- (2) 配線は、各区画貫通部の空き配管、OAフロアの床下、天井裏等を活用するものとする。
- (3) 配線は弛度をもった配線とするものとする
- (4) 増設後は導通試験を行い、試験成績表を1部提出するものとする。
- (5) 配線の設置図面を1部提出するものとする。

5.2 発生材の処理

発生材は、契約相手方の責任において処分するものとする。

5.3 養生及び損傷発生時の対応

(1) 養 生

契約相手方は、増設作業にあたっては適切な養生を行い、施設及び既存物品等に損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。

(2) 損傷発生時の対応

契約相手方は、施設あるいは物品等に損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに官側の指示に従い、契約相手方の責任において原状に復するものとする。

5.4 契約相手方は、本契約を履行するうえで得られた情報を漏洩または転用してはならない。この規定は本契約終了後においても有効に存続する。

5.5 この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものである。